⑷　増加する資本金及び資本準備金
　資　本　金　2500万円
　資本準備金　　０円
⑸　募集株式の割当てに関する事項
　全て、エフ・イー・ティーシステムに割り当てる。
第６章　役員の選任
１　選任
　以下の者を役員に選任する。
⑴　取締役
　中村　　寛
　増山由美子
　中村　涼子
⑵　代表取締役
　中村　　寛（住所：東京都練馬区栄町12番１号）
⑶　監査役
　加藤　和弘
２　任期
⑴　上記の取締役の任期は、更生計画認可決定の日から２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
⑵　上記の監査役の任期は、更生計画認可決定の日から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　変更、補充又は増員
⑴　本章２の期間内に取締役又は監査役の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、管財人は、裁判所の許可を得てこれを行う。
⑵　変更又は補充により選任された取締役又は監査役の任期は、前任者と同じ期間とし、増員により選任された取締役又は監査役の任期は他の取締役又は監査役の残任期間と同じ期間とする。
第７章　その他更生計画において定めるべき事項
１　共益債権の弁済
⑴　平成27年１月末日までに支払済みの共益債権の概要は、別表９「共益債権支払実績及び未払残高表」の「支払実績」欄記載のとおりである。
⑵　平成27年１月末日現在の未払の共益債権の概要は、別表９「共益債権支払実績及び未払残高表」の「未払金等残高」欄記載のとおりである。
⑶　上記⑵の未払共益債権及び平成27年２月１日以降に発生し又は弁済期が到来する共益債権は、随時支払う。
２　弁済資金の調達方法
　債務の弁済資金は、手持ちの現預金及び募集株式の発行による払込金並びに借入金によって調達する。
３　予想された額を超える収益金の使途
　予想された額を超える収益金が生じた場合には、その超過部分を更生会社の運転資金等に使用する。
４　その他
　会社更生法167条１項６号及び７号に規定する事項は存しない。
（別表１ないし別表９省略）

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第５０４号
東京都北区赤羽北１－８－８－304
再生債務者　只野　慎治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第６４２号
東京都大田区田園調布２－39－５－203
再生債務者　石森　健大
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年３月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第６０４号
神奈川県相模原市南区麻溝台７－27－19
再生債務者　村上　弘晃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第６号
茨城県日立市桜川町１丁目８番４－102号
再生債務者　篠原　宏治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月28日　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（再イ）第６３５号
埼玉県北本市宮内３－256
再生債務者　石黒　吉彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第５６０号
東京都世田谷区宮坂２－12－20
再生債務者　熱田　　聡
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第３０号
盛岡市小鳥沢２丁目３番28号
再生債務者　関屋　一博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月27日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（再イ）第３４号
神奈川県平塚市代官町３番８－301号　ライオンズシティ平塚
再生債務者　古川　秀子（旧姓野田）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月27日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２６年（再イ）第４６５号
大阪府吹田市春日２丁目14番23号
再生債務者　辻井　信也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月27日
大阪地方裁判所第６民事部